

「江戸川・ホノルルフェスティバル」企画運営業務委託
に係るプロポーザル実施要領

令和 8 年 6 月

江戸川区文化共育部文化課

1 目的・趣旨

江戸川区(以下「区」という。)は、令和4年6月にホノルル市との姉妹都市盟約を締結した。両都市の更なる友好と住民同士の交流を図るために、令和8年10月11日に都立篠崎公園(上篠崎1丁目25番1号)で開催される「第49回江戸川区民まつり」(以下「区民まつり」という)において「江戸川・ホノルルフェスティバル」を実施する。

本事業の実施にあたり、区内外から多くの集客を行い、ホノルル市に対する親しみと姉妹都市ホノルル市のPRを行うとともに、来場者にホノルル市を身近に感じてもらえるようなイベントの企画、広告宣伝などに精通した専門事業者へ企画運營業務を委託する。

2 委託業務の概要

(1) 件名

姉妹都市交流促進事業委託(江戸川・ホノルルフェスティバル)

(2) 事業内容

別紙の仕様書(案)のとおり。選定された事業者の企画提案を基に、区と事業者の協議の上、決定した内容を業務委託する。

(3) 履行期間

業務委託締結の日から令和8年12月25日まで

(4) 委託上限額(上限見積額)

19,500,000円(消費税相当額等を含む)

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 東京都又は江戸川区から指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 最近1年間に、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第2条第6号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年10月1日施行)別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (6) 過去10年間(平成27年～令和7年)に本業務と類似の業務の受託実績を有していること。

4 応募実施手順

(1) 実施スケジュール ※応募状況により、日程を変更する場合がある。

本要領の公表(区HPで公開)	令和8年6月19日(金)
質問受付	令和8年6月25日(木)まで
質問への回答(区HPで公開)	令和8年6月30日(火)(予定)
企画提案書等の受付	令和8年7月8日(水)午後5時まで

一次審査（書類審査）結果通知	令和8年7月23日（木）頃（予定）
二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年7月30日（木）（予定）
審査結果通知	令和8年8月上旬（予定）

(2) 質問及び回答

ア 応募希望事業者は、令和8年6月25日（木）までに、本要領及び仕様に関する事項について、質問を行うことができる。その場合、電子メールにて担当係あてに「質問書（様式4）」を提出することとする（タイトル「江戸川・ホノルルフェスティバル企画運營業務委託に係るプロポーザルに関する質疑」）。

イ 質疑メール受理の確認メールを送付するが、上記期限日の午後5時15分までに確認メールが届かなかった場合、担当係に電話での連絡にて確認をすること。

ウ 質問に対する回答は、6月30日（火）までに区ホームページ上に公表する。なお、質問の回答については、下記のとおり取り扱う。

（ア） 同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

（イ） 質問者の名称等については公表しない。

（ウ） 審査に関する質問には回答しない。

（エ） 内容が不明瞭なものについては、回答しない場合もある。

(3) 提出書類

3に定める応募資格を満たす応募希望事業者は次の書類を一括して提出すること。

書類	様式	留意点等	部数
① 参加申込書	様式1		1部
② 企画提案書	様式2	<ul style="list-style-type: none"> ● A4判縦、20 ページ以内（一部A3判資料折り込み可） ● 横書き、左綴じ、両面印刷 ● 文字サイズは12ポイント以上とし、各ページの下部にページ番号を付すこと ● PDF データとしても提出すること ※「(4)企画提案書作成時の留意点」も参照	6部 （正本1部、 副本5部）
③ 見積書 （経費内訳）	様式3	業務内容の項目別に積算及び根拠を示した内訳書（書式自由）を添付すること	6部 （正本1部、 副本5部）
④ 事業者概要	書式自由	会社概要、パンフレット等	6部 （正本1部、 副本5部）
⑤ 法人登記簿謄本	原本	受付日前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書	1部

⑥ 財務諸表	写し	直近3年分の貸借対照表及び損益計算書(決算書)	1部
⑦ 納税証明書	原本	<ul style="list-style-type: none"> ● 前年度の法人住民税 ● 「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明 ● 法人事業税、法人住民税を滞納していないことの証明 ※いずれも、提出日前3か月以内に発行されたもの	各1部
⑧ 他自治体等における本業務と類似の契約実績に関する書類	写し	契約書等、業務内容が分かるもの	1部

(4) 企画提案書作成時の留意点

以下、ア～オの順に業務内容等の事項を記載して作成すること(様式2)。

ア 提案企画の目的・趣旨

イ 企画の概要

- イベント企画概要(具体的な内容、実施期間、実施規模、運営方法など)
- イベント効果を醸成する工夫、取組み
- イベント周知に係る工夫、取組み
- 独自の提案内容あるいは提案の特色
- その他提案企画に必要と考える事項

ウ 業務の実施体制(業務に携わる者の氏名、役割分担、人員配置等)

エ 事業の実施スケジュール(各種企画、打合せ等)

オ 過去の類似実績の紹介及びその概要

(5) 提出書類の留意事項

ア 区は、提出された提案書の内容について、提案者に内容の確認及び追加資料を求めることができるものとする。

イ 提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

ウ 受領した提案書及び添付書類は返却しない。

エ 一団体(共同事業体)につき、提案は一案とし、複数の提案は認めない。

オ 提出された書類等の著作権は応募者及び提案者に帰属する。なお、委託事業者の選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他本区が必要と認めるときには、本区は応募者の承諾を得ず、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(ア) 提案者の選定及び受託候補者及び次点候補者の特定のために使用すること。

(イ) 江戸川区情報公開条例(平成13年3月27日条例第19号)等関連規定に基づき公開すること。

(6) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限: 令和8年7月8日(水)午後5時厳守

イ 提出方法: 文化共育部文化課都市交流係に持参または郵送すること

5 選定方法

(1) 選定委員会の設置

契約候補者の選定にあたっては、選定委員会(以下、「委員会」という。)を設け、提出された書類を用いて審査し、本業務に最も適していると認められる契約候補者を選定する。

(2) 審査基準

評価項目	審査基準		配点
企画提案力	イベントコンセプト	・江戸川区の特性や現状、要望を踏まえた上でのコンセプトの提案がなされているか ・江戸川区とホノルル市の姉妹都市盟約の普及に効果や影響力のある魅力的な提案がなされているか ・誰もが広く楽しめる企画となっているか	10点
	提案内容	・仕様書案に則り、必要事項を充足した提案がなされているか ・具体的かつ論理的で、量が妥当か	40点
	独自提案	本事業の目標達成に向けた独自の提案がなされているか	10点
	実現性	実現性のある工程(スケジュール)であるか	10点
	情報発信	広くイベントを周知することができる情報発信方法の提案がなされているか	10点
業務遂行能力	業務の実施体制	・本業務を実施するにあたり、十分な知見と経験を有する統括責任者及び担当者が配置されているか ・連絡調整が円滑かつ迅速に対応でき、確実な業務の実施が期待できる人員体制が組まれているか	10点
	プレゼンテーション	・説明が分かりやすく説得力があり、業務に対する意欲が見られるか ・質問に対する応対が明快で、的確な回答であるか	5点
業務経費	費用対効果	提案内容に対して、見積書・内訳・経済性が妥当であるか	5点

(3) 第一次審査(書類審査)

提出された提案書類による一次審査を行い、評価結果が上位の事業者を第二次審査の対象とする。審査結果は、令和8年7月23日(木)頃(予定)に電子メールにて全応募者に通知

する。なお、評価結果が最低点70点以上の応募者は、第二次審査に進むこととする。上位の応募者には、第二次審査の案内を通知に同封する。

(4) 第二次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)

第二次審査対象事業者による企画提案内容についてのプレゼンテーションの後、質疑応答を行い、提案内容の評価を行う。算出した総合得点により、最優秀者及び次点者を選定する。最優秀者を契約候補者とし、最優秀者の辞退等の理由により協議が整わない場合は、次点者を契約候補者とする。

ア プレゼンテーションは15分以内、質疑応答は15分以内、合計30分以内を予定する。

イ 参加人数は、業務責任者及び業務担当者の4名以内とする。

ウ 業務責任者及び業務担当者が提出した企画提案書に基づく説明を行うこと。なお、プロジェクター等の機材を使用したスライドによる説明を可とする。

エ プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、プロジェクター及びスクリーンは区で準備するが、パソコン、その他の機材は第二次審査対象事業者において用意すること。

(5) 結果の公表

第二次審査を行った事業者の中から、候補者として1事業者を選定し、区ホームページにて公表する。なお、審査結果について、電話等による問い合わせには応じない。

(6) 留意事項

ア 提案書類の提出を受けてから契約候補者の決定までの間、区は必要に応じて参加者に対し、聞き取り調査を行うことがある。

イ この要領の公開日以降、区が提供する機会等を除き、選定委員及び選定に関係する区職員等に対して、本件提案に関する接触(質疑を含む)はできない。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

6 応募の辞退

応募希望事業者は、企画提案の応募後、事業者の選定があるまでの間、応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、事態の理由を記載した「応募辞退届」(様式5)を提出するものとする。

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 上記3に定める応募資格を満たさなくなった場合

(3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合

(4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 上記5(6)イに定める接触があった場合

(6) 前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

(7) プレゼンテーション時に新たな説明資料を追加した場合

8 契約内容の調整等

区は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結する。（委託業務の実施に関して企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託事業予定者と企画提案の内容をもとに業務の履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。）

なお、協議が不調の場合には、審査結果の評価により順位付けられた上位の者から順に別途協議を行うものとする。なお、本選考会は応募事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるため、仕様については契約時に再度精査するものとする。

9 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に関する一切の費用については、参加事業者の負担とする。
- (2) 応募に必要な書類・資料等は、必要に応じて配布する。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (5) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとみなす。

10 担当部署(問い合わせ先)

江戸川区文化共育部文化課都市交流係

担当 南條・加藤

〒132-8501 東京都江戸川区中央1丁目4番1号 本庁舎東棟3階

電話 03-5662-6140（直通）

電子メール 1787200@city.edogawa.tokyo.jp

※受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

第49回 江戸川区民まつり 会場レイアウト



江戸川・ホノルルフェスティバル 実施場所（拡大図）

